

(注) 1. 「期中取得(処分)の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において売却、購入又は評価換えを行った場合に記入してください。
 なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
 2. 同一種類又は同一所在地のものについて、多数の売却先又は購入先がある場合には、売却先又は購入先ごとに記入してください。
 3. 外国法人又は非居住者から購入したものについては、「売却(購入)先の所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。